



■（雇用保険）改定料率の適用に関するよくあるお問い合わせ

令和5年4月より、雇用保険料率が改定されております。給与データへの適用時期についてご質問が多くありますので、改めて内容をご確認ください。



Q. 翌月払いの会社ですが、4月支給の雇用保険料額が旧料率で算出されます。新しい料率で計算するには？

- A. 雇用保険など社会保険料率が改定された際の適用開始月は、勤怠情報〔社会保険料徴収時期〕欄で設定します。今回のケースでは「雇用保険」を「当月分徴収」へ変更することで対応が可能です。

勤怠情報

～会社設定タブ内

締め日・支給日設定

給与締め日	末日
給与支給月	翌月
給与支給日	20日
年末調整期間	1月支給分～12月支給分
給与改定月	4月

社会保険料徴収時期

- 健康保険 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収
厚生年金 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収
厚生基金 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収
雇用保険 ● 前月分徴収 ○ 当月分徴収

【締め日・支給日】 当月締め翌月支給

【社会保険徴収時期】 前月分徴収

この場合、5/20支給の給与（4月分）から新料率が適用されることになります。

4月に支給する給与から新しい料率を適用させる場合は、徴収時期を〔当月分徴収〕とします。

雇用保険 ○ 前月分徴収 ● 当月分徴収

■ 参考：雇用保険（4月改定）の給与データへの適用時期

	前月分徴収	当月分徴収
	支給日が属する前月の保険料を徴収	支給日が属する月の保険料を徴収
例：20日締め末日支給（当月締め当月支給）	5/末 支給から適用	4/末 支給から適用
例：末日締め翌20日支給（当月締め翌月支給）	5/20 支給から適用	4/20 支給から適用

詳しくは、サポートページに掲載しております。

NMC サポート



リリース情報（2023/2/15 掲載）

～雇用保険料率の改定メンテナンスにつきまして